

安全データシート

作成日・改定日 2019年7月16日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ウルタイト1020 硬化剤
会社名	東邦化成工業株式会社
担当部門	技術部
住所	〒171-0033 東京都豊島区高田2-1-12
電話番号	03-3988-3366
FAX番号	03-3985-6975

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性	急性毒性(経皮)	区分4
	皮膚腐食性・刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	皮膚感作性	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性、急性毒性	区分3
	水生環境有害性、慢性毒性	区分3

* 記載が無い危険有害性は、区分外、分類対象外、又は分類できないである。

GHS分類に該当しない他の危険有害性 皮膚や目に対して繰り返しあるいは長期のばく露により、炎症あるいは刺激する場合がある。また、飲み込んだ場合には胃腸の痙攣、吐き気、下痢をおこす場合がある。

ラベル要素 絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

皮膚に接触すると有害
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
水生生物に毒性
長期継続的影響により水生生物に有害



注意書き
[安全対策]

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地する/アースをとること。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

[応急処置]

眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

皮膚(又は毛髪)に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。
直ちに汚染された保護衣を脱ぐこと。
保護衣を再使用する場合には洗濯をすること。

飲み込んだ場合

直ちに医師の診断、手当を受けること、無理に吐かせないこと。

[保管]

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

[廃棄]

内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物
処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

単一物質、混合物の区別

混合物

成分	含有量(%)	化審法	CAS No.
メルカプタン樹脂	80~90	記載あり	記載あり
アミン系硬化剤	1~10	記載あり	記載あり
硬化促進剤	1~10	記載あり	記載あり

4. 応急処置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を脱ぐこと。
皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯をすること。



眼に入った場合

水で数分間、注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。
眼の刺激が持続する場合は医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
直ちに医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

使ってはならない消火剤

水

火災時の特定の危険有害性

加熱及び火災により、有害な蒸気/ガスが生成されることがある。

特定の消火方法

消火作業は可能な限り風上から行う。
移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺は関係者以外の立ち入りを禁止する。
初期消火には粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂などを用いる。
大規模火災の際には、泡消火剤などを用いて空気を遮断することが有効である。
棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
周辺火災の場合、周囲の設備などに散水して冷却する。

消火を行う者の保護
(保護具等)

消防士は、防火衣、ヘルメット、手袋、ゴムブーツを含む標準的な防護衣、自給式呼吸器(SCBA)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項
保護具及び緊急時措置

関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

環境に対する注意事項

河川等に排出され環境へ影響を起ささないように注意する。

回収、中和

少量の場合はウエス、新聞紙等で吸収、あるいはつつみ取り焼却する。大量の場合は盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから回収して焼却する。

二次災害の防止策

危険でなければ漏れを止める。

7. 取扱及び保管上の注意

[取扱]

技術的な対策

(取扱者のばく露防止、火災爆発の防止など)

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。



局所排気・全体換気

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱い注意事項

使用前に取扱説明書入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
眼や皮膚への接触を避けること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
飲み込まないこと。
長時間のばく露を避けること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

接触回避

「10. 安定性及び反応性」を参照。

[保管]
技術的対策

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

保管条件

炎、火花、もしくは高温体との接近又は過熱を避けること。
湿気と反応するため貯蔵時には湿気や水を避けること。
換気の良い冷暗所で施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

設定されていない

許容濃度
(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)
日本産業衛生学会

設定されていない

ACGIH

設定されていない

設備対策

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。
高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

[保護具]
呼吸器の保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具

適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具

適切な眼の保護具を着用すること。
保護眼鏡(普通眼鏡型・側板付き普通眼鏡型・ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具

適切な顔面用の保護具を着用すること。

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态、形状、色など	黄褐色透明液体
臭い	特異臭
pH	データなし
融点・凝固点	データなし
沸点	>100°C
引火点	>250°C
燃焼又は爆発範囲	データなし
蒸気圧	データなし
蒸気密度(空気 = 1)	>1
比重(密度)	1.1~1.5
溶解度(水)	データなし
オクタノール/水分配係数	データなし
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
臭いのしきい(閾)値	データなし
燃焼性(固体、ガス)	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	通常 of 取扱いにおいては安定である。
反応性	水あるいは湿気との反応により微量のメタノールを発生し、ゲル化していく。ただし、反応は穏やかである。酸及びアルカリ化合物と穏やかに反応する。
危険有害反応可能性	酸化剤と反応し、火災になることがある。
避けるべき条件	高温の物体、火花、裸火、静電気。
混触危険物質	酸化剤、水、酸、アルカリ
危険有害な分解生成物	加熱や燃焼により分解し、一酸化炭素、窒素酸化物などの有害なガスを発生する。

11. 有害性情報

急性毒性(経皮)	区分4 加算式による急性毒性(経口)の推定値 ATE_{mix} が $1000\text{mg/kg} < ATE_{mix} \leq 2000\text{mg/kg}$ のため、区分4に該当
皮膚腐食性・刺激性	区分1 皮膚区分1の合計: $\geq 5\%$ 、区分1に該当
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1 眼区分1の合計: $\geq 3\%$ 、区分1に該当
皮膚感作性	区分1 皮膚感作性の合計: $\geq 1\%$ 、区分1に該当

12. 環境影響情報

水生環境有害性、急性毒性	区分3 $M \times$ 急性区分1の合計: $< 25\%$ 、区分外に該当 $(M \times 10 \times$ 急性区分1の合計) $+$ (急性区分2の合計): $< 25\%$ 、区分外に該当 $(M \times 100 \times$ 急性区分1の合計) $+$ ($10 \times$ 急性区分2の合計) $+$ (急性区分3の合計): $\geq 25\%$ 、区分3に該当
水生環境有害性、慢性毒性	区分3 $M \times$ 慢性区分1の合計 $< 25\%$ 、区分外に該当 $(M \times 10 \times$ 慢性区分1の合計) $+$ (慢性区分2の合計): $< 25\%$ 、区分外に該当 $(M \times 100 \times$ 慢性区分1の合計) $+$ ($10 \times$ 慢性区分2の合計) $+$ (慢性区分3の合計): $\geq 25\%$ 、区分3に該当 $($ 慢性区分1の合計) $+$ (慢性区分2の合計) $+$ (慢性区分3の合計) $+$ (慢性区分4の合計): $\geq 25\%$ 、区分4に該当

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
汚染容器及び包装	関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制	国連番号:2735 国連分類:クラス8(腐食性物質) 容器等級:Ⅲ 海洋汚染物質:非該当
国内規制	陸上規制情報:消防法の規定に従う 指定可燃物(可燃性液体類) 海上規制情報:船舶安全法の規定に従う 腐食性液体 航空規制情報:航空法の規定に従う 腐食性液体
特別の安全対策	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。

15. 適用法令

消防法	指定可燃物(可燃性液体類)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令 別表1の16項(キャッチオール規制)
船舶安全法	船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表1 備考1(7)腐食性物質(液体)
航空法	航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示 別表1 腐食性物質(液体)

16. その他の情報

注意

この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保障するものではありませんので、取扱いには十分な注意をお願いします。